

松浦市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年7月12日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 政策企画課

3 監査の期間 令和3年6月1日から25日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和3年3月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理事務は適正に行われているか。
- (5) 庶務・文書管理事務等は適正に行われているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

ア 令和元年度分の諸収入の未収金が令和2年度においても収納されていなかった。未収金の早期解消に取り組まれたい。

(2) 支出事務

【指摘事項】

ア 課長の出張命令書で、出張命令専決者（副市長）の決裁がないものがあった。
松浦市事務決裁規程別表第2に基づき適正に処理されたい。

イ 実費弁償の出張命令書において、旅行諸費支出の根拠となる「終日に及んだ場合」の出発・帰着時間の確認がないものがあった。松浦市実費弁償条例第3条の規定に基づき適正に処理されたい。

【指導事項】

- ア 旅費精算書において、備考欄に変更事由・内容が記載されているが、命令権者からの命令内容変更の承認印がないものがあった。会計事務の手引きを確認のうえ処理を行われたい。

- イ 実費弁償請求書において、「松浦市実費弁償条例第1条第○号に該当」の記載がないものがあった。会計事務の手引きを確認のうえ処理を行われたい。

(3) 契約事務

【指摘事項】

- ア 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積り合わせが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積り合わせは支出負担行為の一連の手續きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行うか、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。

- イ 予定価格調書を作成する必要がある事案について、予定価格調書を作成していないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項の規定に基づき適正に処理されたい。

- ウ 随意契約により賃貸借契約を締結しているもので、予定価格調書を作成しておらず、見積結果において決定金額が予算額を上回る額となったにもかかわらず、その額で相手方を決定し、決定金額とは異なる額で契約を締結しているものがあった。

- エ 産業医委託業務について、労働安全衛生規則第15条第1項では産業医による作業場等の巡視が定められているが、令和2年度においては巡視は行われていなかった。法令遵守に努められたい。

【指導事項】

- ア 1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公平、公正で透明性のある契約となるよう努められたい。

- イ 1者随意契約を行う場合の実施同等で、根拠法令の適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）は記載されてあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。決裁文書に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令及び例規に該当する根拠を明らかにされたい。

- ウ 業務委託で、契約変更請書を締結しているもののうち、前履行期間の完成年月日に誤りがあるものがあった。

エ 随意契約を締結しているもので、見積結果報告がないものがあった。

(4) 財産管理事務

【指導事項】

ア 令和2年4月から黒潮港周辺の工業用水道事業用地内に仮設トイレを設置しているが、設置に関して所管課との協議がなされていなかった。

当該行政財産の所管課と確認、調整を行い、権利関係に支障が生じないよう適正に対応されたい。

(5) 庶務・文書管理事務等

【指摘事項】

ア 出張復命書の提出がないものがあった。松浦市役所処務規程第9条第3項の規定に基づき処理されたい。

【意見】

政策企画課は、全庁の職員の資質向上を図るべき部署であるにもかかわらず、今回の監査において、事務処理のミスが多々見受けられた。人事部局としての自覚を持ち、全庁の職員の模範となる適正な事務執行に努められたい。

7 措置状況について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和3年7月30日(金)までに報告されたい。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局
令和3年5月19日変更

1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる
措置状況の報告は求めない。